

平成24年(ワ)第328号,平成25年(ワ)第59号 志賀原発運転差止請求事件
原告 北野進 外124名
被告 北陸電力株式会社

証 拠 説 明 書 (53)

(被告準備書面(26)に対する反論・第54準備書面)

平成29年1月25日

金沢地方裁判所民事部合議B1係 御中

原告ら訴訟代理人

弁護士 岩淵正明 外



以下の証拠表示は、甲号証番号、標目、原本の有無、作成者、作成日、立証趣旨等の順に記載する。

番号	標目	原写	作成者	作成日	分類	立証趣旨等
A81	「志賀原子力発電所敷地内破碎帯の調査に関する有識者会合第5回評価会合」議事録(抜粋)	写	原子力規制委員会	H27.2.27	③	平成26年2月14日の事前会合から平成28年3月3日の第8回会合までの間、平成26年12月26日の第4回会合、平成27年2月27日の第5回会合では被告担当者の出席・議論も経た上で、有識者会合として十分な議論を尽くして結論を下したものであること

B392	鈴木康弘『原発と活断層』（抜粋）	写	鈴木康弘教授	H25. 9. 4	③ 鈴木康弘教授が、「審査委員の選任基準が明確でなく、長期間、ごく一部の専門家に委ねられた。原発の状況に詳しくなければ適正な活断層認定はできないというのがその理由のようだが、活断層を客観的に評価する際に原発の知識は必要なく、むしろ中立性の確保を妨げかねない。筆者を含む多くの活断層研究者が、無意識に原発問題から遠ざかっていた責任もある。」と指摘していること。
B393	「原子力規制委員会が、電気事業者等に対する原子力安全規制等に関する決定を行うに当たり、参考として、外部有識者から意見を聴くにあたっての透明性・中立性を確保するための要件等について」	写	原子力規制委員会	H25. 3	③ 原子力規制委員会が、外部有識者から意見を聴くにあたっての透明性・中立性を確保するための要件等を設けていること (https://www.nsr.go.jp/disclosure/committee/kettei/01/01_02.html)